

	消防法施行令別表第1	30
第6表	消防署別特殊消防対象物数	31
第7表	消防署、用途別指定対象物数	32
第8表	消防署別4階以上及び地階を有する建築物数	34
第9表	用途別4階以上及び地階を有する建築物数	36
第10表	消防署別消防用設備等の設置状況(その1～その3)	38
第11表	消防署別電気設備を有する防火対象物数	43
第12表	消防署別危険物製造所等及び少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱所の施設数 (設置許可施設・届出施設)	44
第13表	危険物品名別危険物製造所等の許可数量	46
第14表	類別危険物製造所等の施設数(設置許可施設)	48
第15表	許可数量別危険物製造所等の施設数	48
第16表	用途別法第8条防火管理の現況	49
第17表	条例第61条の2に定める自動通報が承認されている防火対象物等(地域別)	50

## 第 2 編

## 防 火 対 象 物

## 消防法施行令別表第1

(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに（一）項イ、（四）項、（五）項イ及び（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
旧 (六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
新 (六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。） ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項若しくは第四項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）又は障害者自立支援法第五条第七項、第八項、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。） ニ 幼稚園又は特別支援学校
(七)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(八)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
(十一)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(十二)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(十三)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(十四)	倉庫
(十五)	前各項に該当しない事業場
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(十六の二)	地下街
(十六の三)	建築物の地階（（十六の二）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(十七)	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(十八)	延長五十メートル以上のアーケード
(十九)	市町村長の指定する山林
(二十)	総務省令で定める舟車

※本統計書には旧表に基づいて作成された統計表も含まれることから、新旧を併記しています。































第13表 危険物品名別危険物

危険物品名	計	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所
第一類						
第一種酸化性固体	30.000	0.050	12.153	-	-	-
第二種酸化性固体	9.382	-	8.149	-	-	-
第三種酸化性固体	98.061	2.119	72.899	-	-	-
第二類						
硫化りん	0.038	-	0.020	-	-	-
赤りん	5.826	0.450	4.842	-	-	-
硫黄	691.263	-	66.942	-	-	-
第一種可燃性固体	3.942	-	3.851	-	-	-
鉄粉	5.080	-	5.050	-	-	-
第二種可燃性固体	11.325	0.899	7.884	-	-	-
引火性固体	159.800	1.616	62.054	-	-	-
第三類						
カリウム	0.107	-	0.102	-	-	-
ナトリウム	286.280	-	0.144	-	-	-
アルキルアルミニウム	1.306	-	0.018	-	-	-
アルキルリチウム	0.022	-	0.015	-	-	-
第一種自然発火性物質 及び禁水性物質	12.293	0.093	0.215	-	-	-
黄りん	0.027	-	0.027	-	-	-
第二種自然発火性物質 及び禁水性物質	0.588	0.020	0.414	-	-	-
第三種自然発火性物質 及び禁水性物質	12.190	0.060	0.092	-	-	-
第四類						
特殊引火物	441.028	0.056	25.307	-	-	-
第一石油類	169,224.430	473.165	3,304.616	82,295.458	0.090	1,759.040
非水溶性液体	2,488.293	55.990	312.229	1.550	5.850	52.300
水溶性液体	4,334.573	183.347	788.210	240.610	2.640	471.470
第二石油類	261,510.068	287.873	4,874.174	104,735.186	2,566.595	44,164.851
非水溶性液体	3,294.720	240.726	520.070	-	13.800	81.550
水溶性液体	113,073.493	172.704	3,268.278	23,357.998	7,491.278	46,043.681
第三石油類	5,236.905	216.323	602.129	74.500	6.000	203.100
非水溶性液体	16,528.371	247.258	3,607.981	3,132.237	113.642	470.150
第四石油類	4,693.242	3.837	129.481	28.000	-	27.600
動植物油類						
第五類						
第一種自己反応性物質	0.866	0.030	0.749	-	-	-
第二種自己反応性物質	75.430	17.663	43.702	-	-	-
第六類	113.881	-	8.841	17.851	-	-

## 島しょ地区

危険物品名	計	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所
第四類						
特殊引火物	-	-	-	-	-	-
第一石油類	11,908.307	-	90.449	9,990.041	-	100.000
非水溶性液体	0.700	-	0.700	-	-	-
水溶性液体	0.075	-	0.075	-	-	-
アルコール類	12,893.015	-	93.355	7,770.090	5.000	940.990
第二石油類	2.100	-	2.100	-	-	-
第三石油類	19,747.179	-	13.280	12,905.340	185.165	268.000
非水溶性液体	-	-	-	-	-	-
水溶性液体	102.461	-	18.957	-	20.000	-
第四石油類	0.200	-	-	-	-	-
動植物油類						

注. 単位は、第四類はkl、その他は、1,000kgとしています。

## 製造所等の許可数量

(平成 24 年 3 月末)

簡易タンク 貯 藏 所	移動タンク 貯 藏 所	屋 外 貯 �藏 所	給 油 取 扱 所	販 売 取 扱 所		移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所
				第 1 種	第 2 種		
-	4.000	-	-	1.934	0.005	-	11.858
-	-	-	-	0.750	-	-	0.483
-	-	-	-	15.065	-	-	7.978
-	-	-	-	-	-	-	0.018
-	-	-	-	0.005	-	-	0.529
-	-	-	-	0.215	-	-	624.106
-	-	-	-	0.010	-	-	0.081
-	-	-	-	0.020	-	-	0.010
-	-	-	-	1.540	-	-	1.002
-	83.645	-	-	0.895	9.503	-	2.087
-	-	-	-	-	-	-	0.005
-	-	-	-	0.001	-	-	286.136
-	1.287	-	-	-	-	-	0.001
-	-	-	-	-	-	-	0.007
-	-	-	-	0.002	-	-	11.983
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	0.051	-	-	0.103
-	-	-	-	0.010	-	-	12.028
-	411.590	-	-	1.795	0.190	-	2.091
4.054	7,485.294	10.900	45,048.654	302.784	465.054	10,000.000	18,075.322
-	1,807.792	-	48.000	16.904	10.548	-	177.130
-	2,273.549	3.260	-	30.426	18.794	-	322.267
0.576	10,876.784	256.104	48,451.762	388.134	405.743	15,150.000	29,352.287
-	1,674.867	2.600	-	18.152	1.585	-	741.370
-	4,389.425	3,803.488	1,574.327	128.672	46.779	-	22,796.863
-	1,951.078	480.400	48.845	17.820	18.390	-	1,618.321
-	2,471.792	910.700	52.533	66.480	5.680	-	5,449.918
-	706.348	0.200	-	23.431	3.036	-	3,771.309
-	-	-	-	0.028	0.018	-	0.042
-	-	-	-	0.020	0.037	-	14.009
-	81.250	-	-	2.050	-	-	3.889

簡易タンク 貯 藏 所	移動タンク 貯 藏 所	屋 外 貯 藏 所	給 油 取 扱 所	販 売 取 扱 所		移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所
				第 1 種	第 2 種		
-	-	-	-	-	-	-	-
0.576	215.850	-	749.081	0.460	-	580.000	181.850
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
0.576	211.960	198.800	1,713.932	0.310	-	1,770.000	188.002
-	-	-	-	-	-	-	-
-	49.000	700.980	203.800	-	-	4,480.000	941.614
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	18.000	-	-	-	-	45.504
-	-	-	-	0.200	-	-	-



第16表 用途別法第8条防火管理の現況

(平成23年12月末)

用 途	防 火 管 理 者 を 届 出 し て い る 防 火 対 象 物	防 火 管 理 者	防 火 管 理 者 の 選 任 届 ・ 解 任 届 受 理 状 況		共 同 防 火 管 理 協 議 事 項 を 届 出 し て い る 防 火 対 象 物
			選 任	解 任	
計		104,405	323,807	58,661	45,862
(一) イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場		89	165	43	40
口 公会堂又は集会場		42	54	23	23
(二) イ キャバレー、カเฟー、ナイトクラブその他これらに類するもの		24	111	19	7
口 遊技場又はダンスホール		560	1,270	236	222
ハ その他の性風俗店舗		5	13	1	1
ニ カラオケボックス等		176	352	107	98
(三) イ 待合、料理店その他これらに類するもの		87	298	9	8
口 飲食店		3,850	9,290	2,154	1,718
(四) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場		3,190	6,614	1,778	1,522
(五) イ 旅館、ホテル又は宿泊所		1,323	1,900	442	407
口 寄宿舎、下宿又は共同住宅		28,271	38,750	6,847	6,343
(六) イ 病院、診療所又は助産所		1,018	2,489	211	178
口 各種福祉施設（入所施設）		1,099	2,548	599	389
ハ 各種福祉施設（通所施設）		1,710	3,989	632	457
ニ 幼稚園又は特別支援学校		823	1,673	114	105
(七) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの		3,547	8,549	1,157	1,099
(八) 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの		238	347	77	75
(九) イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの		169	214	37	34
口 イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		526	655	8	13
(十) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場		78	224	301	270
(十一) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの		1,500	2,206	79	63
(十二) イ 工場又は作業場		1,000	2,391	195	179
口 映画スタジオ又はテレビスタジオ		10	55	4	3
(十三) イ 自動車車庫又は駐車場		224	580	73	67
口 飛行機又は回転翼航空機の格納庫		3	6	3	6
(十四) 倉庫		631	1,838	351	302
(十五) ① 官公署		1,122	1,917	-	-
② 事務所		8,828	33,265	-	1,473
③ その他の事業場		3,949	14,301	8,391	6,753
(十六) イ 特定用途を含む複合用途		32,054	160,825	31,291	22,822
口 その他の複合用途		8,185	26,138	3,295	2,518
(十六の二) 地下街		14	620	169	126
(十六の三) 準地下街		-	-	-	2
(十七) 文化財建造物		60	160	15	14

